

川越市告示第177号

川越農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告するとともに、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

川越市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは縦覧期間中に川越市に対し意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年3月19日

川越市長 森 田 初 恵

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所
川越市元町1丁目3番地1
川越市役所産業観光部農政課
- 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間
自 令和8年3月19日
至 令和8年4月20日